

役員及び評議員の報酬、費用並びに支給の基準に関する規程

(規程第1号)

公益財団法人真庭エスパス文化振興財団役員及び評議員 の報酬、費用並びに支給の基準に関する規程

平成24年4月1日
規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人真庭エスパス文化振興財団(以下「この法人」という。)
定款第13条及び第30条の規定に基づき、評議員、理事及び監事に対する報酬、費用並
びに支給の基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。ただし、評議員は、すべて非常勤とする。
- (2) 役員とは、定款第24条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、常勤でこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員は事務局長を兼務することができるものとする。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。

- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対して次の各号に掲げる報酬等及び費用を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、常勤役員報酬のほか、通勤手当及び賞与を支給することができる。なお、支給日、支給方法、支給基準、月額報酬より控除する額等、支給に関する詳細は、この法人の職員の例による。
- (2) 常勤役員が事務局長を兼務する場合には、事務局長の職務の対価として職員給与規程により給与等を支給し、常勤役員報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤役員及び評議員(以下「非常勤役員等」という。)には、職務遂行の対価として、評議員会、理事会、監査等への出席に対する報酬等を出席の都度支給することができる。

(報酬の額の決定)

- 第4条 常勤役員の報酬月額、常勤役員報酬表(別表第1)のとおりとする。
- 2 非常勤役員等の評議員会、理事会、監査等への出席に支給する報酬の額は、非常勤役員報酬表(別表第2)のとおりとする。

(報酬等の総額)

第5条 定款第30条に規定する理事及び監事に支給する報酬等の総額は、理事は総額5百万円、監事は総額200万円の範囲内において支給する。

2 評議員の報酬は、定款第13条に規定する総額50万円の範囲内で支給する。

(役員賞与の支給額)

第6条 第3条第1項第1号に規定する役員賞与は、6月と12月にそれぞれ常勤役員報酬月額を基準にこの法人の職員の職員の例により支給する。

(退職慰労金)

第7条 役員、評議員には、退職慰労金は支給しない。

(交通費)

第8条 非常勤役員等が、評議員会、理事会、監査等へ出席する場合は交通費（別表第3）を支給することができる。

(費用)

第9条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人真庭エスパス文化振興財団の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 財団法人久世エスパス振興財団役員等報酬規程は廃止する。

(別表第1) 常勤役員報酬表

月額 (円)
200,000円

(別表第2) 非常勤役員報酬表

区分	日額 (円)
理事長	6,000
副理事長	5,500
常務理事	5,000
理事	4,500
監事	4,500
評議員	4,500
その他委員	4,500

1 常勤の公職にあるものには支給しない。ただし、正規の勤務時間外の会議等に出席した場合はこの限りでない。

(別表第3) 交通費 (車賃)

2 km未満	支給なし
2 km以上	1 kmあたり 30 円を支給する